



# Topics

トピックス



## 小学校の余裕教室を有効活用して 学童保育を利用する児童が安心・安全に遊べる場を整備

町では学校等の協力をいただき、4月から今宿小学校の余裕教室を学童保育利用児童の居場所として、活用をスタートしました。

今宿小学校敷地内の「学童保育おしゃもじ山クラブ」の利用児童数の増加に伴い、運営を委託する保護者会からいただいた要望に対する町の取り組みです。

余裕教室の利用のほか、雨で校庭が使えないときなど、体育館を利用することもできるようになりました。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



◀ 広い体育館でのびのびと遊べるようになりました

▶ 学童保育の様子



▶ 教室では宿題をすることが出来ます



## 令和4年度記録的豪雨に伴う 災害支援支援金をお知らせします

ふるさと納税により、令和4年7月12日に鳩山町内で発生した豪雨災害に対する支援金として、242件、1,378,800円の寄附をいただきました。  
この寄附につきましては、災害復旧の費用とし

て使わせていただきます。  
温かいご寄付、誠にありがとうございました。

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

## もうお持ちですか？「マイナンバーカード」

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取りなどに関する相談・手続きを行っています。

◆ 5月～6月 休日臨時開庁日  
日程 5月13日(土)・28日(日)  
6月11日(日)・24日(土)

時間 午前9時～正午 午後1時～3時  
場所 役場町民健康課(庁舎1階)  
問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

※ 5月24日(水)はシステム改修のため、マイナンバーカードに関する全てのお手続きができません。





## 納税がもっと便利・簡単に！ 税金のお支払いは、便利な口座振替で

口座振替による納税は、指定した口座から納期限ごとに自動的に引き落としとして納税する便利な制度です。納め忘れることがなく、一度手続きをすれば継続して利用できる確実・安全・便利な口座振替をぜひご利用ください。

### ■口座振替できる金融機関

埼玉りそな銀行・りそな銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・武蔵野銀行・東和銀行・埼玉信用金庫・飯能信用金庫・中央労働金庫・埼玉中央農業協同組合・ゆうちょ銀行（郵便局）

■申込方法 振替を指定する口座のある金融機関へ通帳と届出印、納税通知書（お持ちの方）をお持ちくだ

さい。なお、「口座振替依頼書」は役場税務会計課、役場東出張所でも用意しています。

※口座振替の手続きには1か月程度かかります。余裕を持ってお申し込みください。

※口座振替を申し込んだ方にエコバックを差し上げます。

■口座振替可能な税目等 町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢医療保険料（普通徴収）

■問合せ 役場税務会計課（収税担当）

☎ 296-1211（内線 134・135）



## 新しい納税方法が追加されました

地方税共通納税システムの対象税目が拡大されたことにより、納付書の地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取っての納付方法が追加されました。

【対象税目】 町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）

【利用できる納付書】 納付書にeLマーク（エルマーク）が印字されている納付書

### ■地方税お支払いサイトからの納付

地方税お支払いサイトのトップ画面で納付書記載のeL-QRやeL番号を読み取り、納付方法を選択して納付が可能です。

【支払い方法】 クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト方式（口座振替）、Pay-easy

### ■スマートフォン決済アプリで納付

これまでのバーコード読み取りによるスマホ決済アプリ

の納付に加え、地方税統一QRコード対応のスマホ決済アプリでの納付が可能となりました。対応するアプリで納付書のQRコードを読み取り、各アプリの操作方法に従ってください。

【利用可能決済アプリ】 PayB、PayPay 請求書払い、LINE Pay 請求書払い、d払い請求書払い、auPAY 請求書払い

■全国の地方税統一QRコード対応金融機関での納付 納付書に金融機関名が記載された町指定金融機関のほか、全国の地方税統一QRコード（eL-QR）対応金融機関での納付が可能となりました。

対応金融機関は、eLTAX（地方税ポータルシステム）ウェブサイト内の「共通納税対応金融機関」ページに記載されていますのでご確認ください。※対応金融機関により開始時期が異なりますのでご注意ください。

■問合せ 役場税務会計課（収税担当） ☎ 296-1211（内線 134・135）



## 新たに認定農業者に認定された皆さんをご紹介します

「認定農業者制度」は、効率的で安定した農業経営のために、農業者が今後5年間の農業経営改善計画を立て、当該計画を町が認定する制度です。今後は、町の中心経営体として農業経営の更なる発展が期待されます。認定農業者に認定された4経営体の皆さんをご紹介します。

【認定日】 令和5年3月23日付け

【更新による認定（2経営体）】

林 亮太さん（赤沼）、高橋 光久さん（大豆戸）

【新規認定（1経営体）】

株式会社アトリエ代表取締役 田中 ちい子さん（赤沼）

【認定日】 令和5年4月2日付け

【更新による認定（1経営体）】

株式会社CREATIVE HORSE代表取締役 高田 耕平さん（竹本）

■問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5895



## 新型コロナウイルスワクチン（春開始接種） がスタートします

令和5年5月8日から新型コロナウイルスワクチン接種（春開始接種）がスタートします。対象となる方には、町から接種券等書類一式を郵送していますので、接種を希望する場合は書類をお手元にご準備のうえ、インターネットまたはコールセンターにお申し込みください。なお、春開始接種の対象者で接種券等書類一式が届かない方や、ご自分も対象に該当すると思われる方はご連絡ください。

春開始接種の対象者は、高齢者（65歳以上）、基礎疾患を有する方（5～64歳）、医療従事者・介護

施設従事者等（64歳以下）となっています。このほか、令和5年9月に予定されている秋開始接種では、春開始接種対象者を含めた5歳以上の全員が対象となります。詳細が決まり次第、町の広報紙やホームページでお知らせします。

### ■申込・問合せ

鳩山町新型コロナウイルスワクチン  
接種コールセンター

0570-019-006（ナビダイヤル）  
平日 午前9時から午後5時まで



## 令和5年4月1日付 町職員の人事



### 鳩山町教育長に 宮崎 宣男氏が就任

4月1日付で、鳩山町教育長に宮崎 宣男氏が就任しました。任期は令和8年3月31日までの3年間です。宮崎教育長は、鳩山小学校の元校長で、「子どもたちを含めた町民の皆さんの役に立てよう学校教育・生涯学習の充実を目指し、精一杯取り組んでいきたい」と意気込みを話されていました。

町では、次のとおり、町職員の人事異動を行いました。

※（ ）内は前所属。管理職及び退職・新任者のみ掲載  
【課長級】 ◆まちづくり推進課長：中島 征也（まちづくり推進課） ◆議会事務局長：松本 正章（教育委員会事務局） ◆教育委員会事務局長：島野 紀美夫（まちづくり推進課）

【課長補佐級】 ◆税務会計課課長補佐：早坂 啓市（長寿福祉課） ◆産業環境課課長補佐：根本 志訓（総

務課） ◆まちづくり推進課課長補佐：野原 誠（税務会計課） ◆まちづくり推進課課長補佐：伊東高至（まちづくり推進課） ◆教育委員会事務局局長補佐：松ノ元 弘毅（政策財政課）

【退職】（令和5年3月31日付）

◆田中修（議会議事務局） ◆落合 純子（総務課） ◆仲村 南美（長寿福祉課） ◆荒井 ゆみ子（長寿福祉課〔地域包括支援センター〕）

◆栗原 崇史（まちづくり推進課） ◆前田 由美子（教育委員会事務局）

【新任】 ◆総務課：永塩 千紘 ◆政策財政課：山口 捺美 ◆町民健康課：中谷 理沙、田崎 結 ◆長寿福祉課：澤海 友啓 ◆長寿福祉課〔地域包括ケアセンター〕：吉野 愛梨 ◆産業環境課：平山 実季 ◆教育委員会事務局：柳澤 拓也（県より派遣）

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214



精一杯がんばります



無作為  
抽出で公募  
します

## ごみ減量化に向けた検討を行う「ごみ減量化等推進委員」

令和5年4月1日より鳩山町内に新ごみ焼却施設（クリーンセンターはとやま）が本格稼働し、ごみの焼却処理が開始されています。

町ではこれまで、REFUSE（リフューズ：やめる）REDUCE（リデュース：減らす）REUSE（リユース：再利用）RECYCLE（リサイクル：再利用）へ取り組み、資源循環型のまちづくりを推進してきましたが、改めて町民の皆さんとごみ減量化に向け

た検討を行うため「ごみ減量化等推進委員」を無作為抽出により公募することにいたしました。

■公募方法 令和5年5月1日時点で住民基本台帳に記載のある18歳以上の方の中から、無作為に抽出した200人へ「ごみ減量化等推進委員」への応募に必要な案内文書を郵送します。お手元に文書が届いた方は、提出期限までにご応募ください。

■申込・問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5894



## 「春の全国交通安全運動」にご協力をお願いします

令和5年スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

町では、「春の全国交通安全運動」として、交通ルールの遵守や正しい実践を習慣づけるなど、町民自身による交通環境や意識の改善を推進し、交通事故防止の徹底を目指します。

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行（令和5年4月1日）に伴い、全ての自転車利用者に対して、ヘルメットの着用が努力義務とされており、自身を守るためにも自転車保険の加入と合わせて、ヘルメットの着用をお願いします。

■実施期間 令和5年5月11日(木)から令和5年5月20日(土)までの10日間

■統一行動日(交通事故死ゼロを目指す日)  
令和5年5月20日(土)

埼玉県重点目標

- ①自転車乗用時のヘルメット着用促進
- ②横断歩道における歩行者優先の徹底

鳩山町重点目標

- ①交差点事故の撲滅
- ②自転車事故の撲滅(自転車保険加入等啓発指導含む)
- ③飲酒運転の撲滅

■問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5894



## 老朽空き家等の除却（取り除き）費用を補助します

老朽空き家等の解消及び住宅の入替を促進し、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心な活気あるまちづくりを推進するため、居住区域内にある空き家を除去する方に除去費用の一部を補助します。

■対象空き家 次の全てを満たす家

- ①居住誘導区域内(※)に立地する老朽空き家等であること
- (※)ニュータウン、小用、大豆戸、赤沼、今宿の各一部地域
- ②補助金の交付の申請時に居住その他の使用がなされていないことが常態であること
- ③特定空き家等でないこと
- ④公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと

■対象者 次の全てを満たす方

- ①老朽空き家等の所有者または相続人であること
- ②町税等を滞納していないこと
- ③過去に当該補助金の交付を受けていないこと
- ④共有者等がある場合にあっては、老朽空き家等の除却の措置について全ての共有者等の同意を得ていること

■対象工事 次の全てを満たす工事

- ①敷地内の補助対象物件全てを除去する工事であること
- ②補助対象者が請負契約を締結する工事であること
- ③建設業法の許可または建設リサイクル法の登録を取得している業者に依頼して行う工事であること
- ④交付決定後に着手する工事であること

⑤年度内に完了する工事であること

■補助額 補助対象経費の2分の1に相当する金額で50万円を限度とします(千円未満切捨て)

■受付期間 令和5年5月15日(月)～令和6年1月31日(水)

※先着順で受け付けますが、予算額に達した時点で受付を終了します。

■必要書類

- ①鳩山町老朽空き家等除却費補助金交付申請書
- ②補助対象工事に要する費用の見積書の写し
- ③建設業者(土木・建築・解体工事業)が建設業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類の写しまたは解体工事業者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定による登録を受けたことを証する書類の写し
- ④位置図
- ⑤現況写真
- ⑥登記事項証明書または固定資産家屋証明書
- ⑦所有権以外の権利の設定がある場合は、当該権利を有する者の同意書
- ⑧補助対象物件が複数の者の共有である場合は、全ての共有者等の同意書
- ⑨委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者または相続人の委任状

■申請先・問合せ 役場まちづくり推進課 都市計画・都市施設担当 ☎ 296-5893



## 男女共同参画社会の実現をめざして 女性の視点を活かしたまちづくりを

◆町審議会等への女性委員の登用目標は30%以上

町では、鳩山町男女共同参画計画に基づき、町の審議会や委員会等の委員への女性登用率を令和4年度までに30%以上となるよう、町の意思決定に男女が共に参画できる環境づくりを進めています。

令和4年4月1日現在の、町における法令または条例により設置されている審議会等の委員への女性登用率は、28.5%（総委員数355人のうち、女性が101人）でした。男女が共に暮らしやすい社会をつくるためには、男性の意見と同様、女性の意見もとても大切です。今後も、女性の町政への参画を進め、登用率を向上させることを目指していきます。

◆町の審議会や委員会等では・・・

町の事務に係る審議や調査等において、関係団体や学識経験者、一般町民が参加することで、町民の意見を町政に反映しています。審議する内容は、福祉、教育、環境など町の政策全般にわたっています。

◆女性の意見を町政に活かしましょう

女性の意見が町の施策に十分反映させるためには、今後も積極的に女性の登用を推進していかなければなりません。一般公募により選定される委員に積極的に応募するなど、あなたの経験や知識をまちづくりに活かしてみませんか

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214  
町審議会等における女性登用に関する数値

項目	人数
男女数	男性 254 人 女性 101 人 計 355 人
審議会等総数	31
うち女性を含む審議会等の数	24



## マイナポイント第2弾の申し込み期限が 令和5年9月末まで延長されました

マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する、マイナポイントの申込期限が令和5年9月末までに延長されました。

■キャンペーン内容

- ①マイナンバーカードをお持ちの方でマイナポイント第1弾に申し込んでいない方、または令和5年2月末までマイナンバーカードの申請をされた方に最大5,000円相当のポイントの付与
- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った方に7,500円相当のポイントの付与
- ③公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイントの付与

■申込に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用暗証番号（数字4桁）
- ・ポイント受取に使用する決済サービスのID・パスワード

■申込可能場所

マイナポイントのお申し込みはスマートフォン等で

簡単に行えます。詳しくは、右記の二次元コードからマイナポイントの予約・申込み方法をご覧ください。



このほか、町役場町民健康課窓口、セブン銀行（ATM）、郵便局等でも申し込みができます。※営業時間につきましては各営業所に確認ください。※保険証としての利用登録や公金受取口座の登録だけではポイントは付与されません。登録前または登録後にポイント付与の申込が必要となります。※利用者証明用の暗証番号は3回以上入力を間違えた場合ロックがかかります。ロック解除にはカードの所有者の方をご来庁いただく必要があります。※町役場では暗証番号は控えておりませんので、暗証番号を忘れてしまった際もご来庁いただく必要があります。

※マイナポイントは先着順ではありませんので、空いている時間・場所での手続きをお願いします。

■問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）☎ 0120-95-0178（ダイヤル後、5番を選択してください）受付時間午前9時30分～午後8時